

14. 当面の対外経済対策の推進について

昭和58年1月13日

経済対策閣僚会議

最近における世界経済の状況にかんがみ、我が国としては、自由貿易体制を堅持し、貿易の拡大均衡による世界経済の発展を図るため、一昨年来、一連の市場開放を中心とする対外経済対策を決定・実施してきた。今般、これら措置に加え、引き続き一層の市場の開放を図るため、関係各省庁及び自由民主党国際経済対策特別調査会は、相強力して新たな措置の検討を進めてきた。

この結果、下記の対策をとりまとめ、これを実施するものとする。

記

1. 関税率の引下げ

関税率については、今般さらに諸外国の関心品目のうち、たばこ、チョコレート、ビスケットに加え、農産品47品目及び工業品28品目(別紙1)につき、昭和58年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととする。

この結果、昭和58年度から関税の撤廃又は引下げを行う品目は、昨年5月の市場開放対策において関税の撤廃又は引下げを行うことが決定された215品目等も含め、323品目となる。

2. 輸入制限の緩和

雑豆、落花生、フルーツピューレ・ペースト、非かんきつ果汁、トマトジュース及びトマトケチャップ・ソースについて輸入制限の緩和を行う。

3. 輸入検査手続等の改善

(1) O. T. O. 諮問会議の開催

市場開放問題苦情処理推進本部（O. T. O.）の活動全般につき諮問に応じ、本部の活動を支援するため、新たにO. T. O. 諮問会議（別紙2）を開催することとする。

(2) O. T. O. の機能強化

市場開放問題苦情処理推進本部については、新たに代理申立制度の導入を行うとともに、その連絡調整機能の強化、各省庁における苦情処理体制の充実、地域別連絡会議の拡充等その処理能力の向上を図る。あわせて、引き続き広報及び関係者への連絡の徹底を図る。

(3) 基準・認証制度等の改善

基準・認証制度等については、3月末を目途として市場開放の観点から、法改正を含め、全面的に検討する。そのため、政府に内閣官房長官を長とする関係省庁からなる連絡調整本部を設ける。

(4) 輸入検査手続等の改善

輸入検査手続等に係る事項については、別紙3のとおり一層の改善を行う。

(5) 閣僚による適切な対応

在日外国公館等との間に、閣僚による意見交換の機会を設ける等により、相互理解を深め、速やかな問題解決に資する。

(6) 行政監察の強化

市場開放問題苦情処理推進本部によって処理される案件等輸入検査手続等の改善の一層の徹底を図るため、行政監察の強化を図る。

4. 輸入の促進

(1) 外国たばこ流通の一層の促進

① 輸入たばこ取扱店の拡大

i) 昭和58年3月末までに、名古屋その他の全国の主要都市部（東京及び大阪地域を除く。）の取扱いを希望するすべての店に拡大する。

ii) 昭和58年10月末までに、東京及び大阪地域の取扱いを希望するすべての店に拡大する。

iii) 上記i)及びii)以外の地域の取扱いを希望するすべての店への拡大については、昭和60年度末までの実施予定の一部を昭和59年度末に繰り上げるよう努力する。

なお、この実施の細目を取り決めるため、日米業界間で早急に協議を進めるよう要請する。

② 輸入たばこの流通制度

輸入たばこの流通制度については、将来、専売公社改革問題を処理する際、国内関係各方面の意見を聴取しながら、流通体制のあり方、財政収入制度の取扱い等とあわせて検討を行う。

(2) 製品輸入の拡大等

① 流通機構、ビジネス慣行については、貿易会議（製品輸入対策会議）における諸外国関係者の発言及び実態の分析を踏まえつつ所要の改善を行う。

② ビジネスコンサルタント制度の一層の活用を図るとともに、日本貿易会に設置された輸入促進懇談会における輸入商品発掘の検討等の活動の円滑化に協力する。

5. その他

(1) 輸出対策

貿易の拡大均衡を基本とし、引き続き特定品目に係る集中豪雨的輸出の回避を図る。

(2) 産業協力

世界経済再活性化の観点から、投資交流、技術交流、第三国市場協力等の産業協力を積極的に推進するものとする。

(3) 政府関係機関による調達

政府関係機関による物品の調達については、政府調達協定の趣旨にのっとり、引き続き適正に行う。なお、電電公社の調達については、今後とも内外無差別かつ競争的な調達手続を誠実に実施していくとともに、調達手続及び調達情報を一層周知し、参入を希望する外国企業に対しては円滑な対応を行うなど、参入を促進するための措置を引き続き積極的に実施する。

関税の撤廃又は引下げを行う品目

① たばこ、チョコレート、ビスケット

① 製造たばこ(8品目)

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改正後 税率(%)
24.02-1(1)A	紙巻たばこ(専売公社が輸入するもの)	35	10%+342円 /千本
24.02-1(1)B	葉巻たばこ(専売公社が輸入するもの)	35	20
24.02-1(1)C	パイプたばこ(専売公社が輸入するもの)	60	35
24.02-1(1)D ^{ex}	その他のたばこ(専売公社が輸入するもののうちシート たばこ以外のもの)	7	4
24.02-1(2)A	紙巻たばこ(その他のもの)	180	150
24.02-1(2)B	葉巻たばこ(その他のもの)	170	150
24.02-1(2)C	パイプたばこ(その他のもの)	190	150
24.02-1(2)D	その他のたばこ(その他のもの)	50	40

② チョコレート、ビスケット(3品目)

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改正後 税率(%)
18.06-1	チョコレート菓子	31.9	20
19.08-1 ^{ex}	ビスケット、クッキー等(加糖のもの)	36.3	24
19.08-2 ^{ex}	ビスケット、クッキー等(無糖のもの)	31.9	20

② 農産品(47品目)

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改 正 後 税率(%)
08.01-4 ^{ex}	アボカド、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの) 並びにグアバ(生鮮又は乾燥のもの)	7.5	} 6
08.01-4 ^{ex}	アボカド、マンゴー及びマンゴスチン(乾燥のもの)	10	
08.04-1 ^{ex}	ぶどう(生鮮のもの)(11~2月に輸入されるもの)	15.6	13
08.04-2 ^{ex}	干しぶどう(缶詰、瓶詰等のもので重量が10kg/個以下のもの)	7.5	6
08.04-2 ^{ex}	干しぶどう(その他のもの)	3.1	2
08.05-2	くるみ(生鮮又は乾燥のもの)	23.8	20
08.05-4 ^{ex}	ペカン(生鮮又は乾燥のもの)	20	16
08.09 ^{ex}	パパイヤ(生鮮のもの)	6.3	4
08.09 ^{ex}	キウイフルーツ(生鮮のもの)	8.8	8
08.10 ^{ex}	ベリー(ストロベリーを除く。)(冷凍のもの)	13.8	10
08.12 ^{ex}	ブルーベリー(乾燥のもの)	6.3	4
12.03-1	野菜の種(繁殖用のもの)	1.9	無 税
15.03	ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン等	5.9	5
15.05-2	ウールグリースから得た脂肪性物質	5.9	5
15.07-3(2)	菜種油及びからし種油(酸価0.6以下のもの)	2156円/kg	2070円/kg
15.07-5 ^{ex}	綿実油(酸価0.6以下のもの)	1813円/kg	17円/kg
15.07-7	やし油	9.4%又は10 円/kgのうち 高い税率	9%又は10 円/kgのうち 高い税率
15.07-10	ひまし油	9.4	9
15.07-14(2)	その他の植物性油脂(酸価0.6以下のもの)	2156円/kg	2070円/kg
15.08	動物性又は植物性の油(変性加工をしたもの)	5.4	5
15.10-1	オレイン	5.4	5
15.10-2	ステアリン	5.4	5
15.10-3	その他の脂肪性の酸等	5.4	5
17.04-1	チューインガム(加糖のもの)	33.8	30

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改正後 税率(%)
18.05	ココア粉(甘味を付けたものを除く。)	22.8	21.5
19.02-2(2) ^{ex}	ケーキミックス(無糖のもの)(小売容器入りのもので重量が500g/個以下のもの)	21.9	20
20.02-2(2) ^{ex}	ライブオリーブ(無糖のもの)(気密容器入りのもので重量が10kg/個以下のもの)	11.6	9
20.03 ^{ex}	サワーチェリー(冷凍のものうち加糖のもの)	24.9	} 23
20.03 ^{ex}	ベリー(冷凍のものうち加糖のもの)	28	
20.05-1 ^{ex}	ジャム、マーメイド及びフルーツゼリー(加糖のもの)	32	28
20.06-1(2) ^{ex}	桃の缶詰等(加糖のものでパルプ状以外のもの)(重量が2kg/個以上のもの)	16.9	15
20.06-1(2) ^{ex}	桃の缶詰等(加糖のものでパルプ状以外のもの)(その他のもの)	18.8	} 18
20.06-1(2) ^{ex}	なしの缶詰等(加糖のものでパルプ状以外のもの)	18.8	
20.06-1(2) ^{ex}	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(加糖のもの)	16.3	} 14
20.06-1(2) ^{ex}	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(その他のもの)	18.8	
20.06-2(2) ^{ex}	桃の缶詰等(無糖のものでパルプ状以外のもの)	16	15
20.06-2(2) ^{ex}	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(加糖のもの及びアルコールを含有するもの以外のもの)	16	14
20.06-2(2) ^{ex}	マカダミアナットの調製品及びいったアーモンド(パルプ状以外のもの)	12.3	10
20.06-2(2) ^{ex}	いったペカン(パルプ状以外のもの)	16	12.8
20.07-2(2) ^{ex}	混合野菜ジュース(無糖のもので気密容器入りのもので)	12	11
20.07-2(2) ^{ex}	混合野菜ジュース(無糖のものでその他のもの)	10.7	9
20.07-2(2) ^{ex}	その他の野菜ジュース(無糖のもので気密容器入り以外のもの)	12.6	12
21.02-2	チョコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。) 並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	10.8	10
21.07-2(2)(b) ^{ex}	チューインガム(炭水化物甘味料を含有しないもの)	15.6	10

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改正後 税率(%)
21.07-2(2)B(b) ^{ex}	植物性たんぱく	2.0	17.5
35.04-3 ^{ex}	たんぱく質系物質及びその誘導体(植物性たんぱく)	11.3	} 10.4
35.04-3 ^{ex}	たんぱく質系物質及びその誘導体(植物性たんぱく以外のもの)	11.3	

③ 工業品(28品目)

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改正後 税率(%)
48.01-2(3) ^{ex}	機械すきの包装用紙(重袋用以外のクラフト紙及びクラフトライナー)	11.8	9.3
48.01-2(4) ^{ex}	機械すきの板紙(白板紙, クラフトライナー及びクラフト板紙)	7.7	5.9
48.05-1	段ボール及び波形紙	4.9	4.2
48.05-2	ちりめん紙等の紙及び板紙	4.9	4.2
48.07-2(9) ^{ex}	人造樹脂等を塗布し又はしみ込ませた紙及び板紙等	6.2	5.1
61.05-1	ハンカチ(亜麻製又はラミー製のもの)	21.5	12.7
84.06-1(4) ^{ex}	陸用内燃機関(500馬力以下のもの)	5.3	無税
84.45-2(1) ^{ex}	プレス(数値制御式のもの)	6.6	} 無税
84.45-2(1) ^{ex}	剪断機, 鍛造機(数値制御式のもの)	7.5	
84.45-2(1) ^{ex}	スタンピングマシン(数値制御式のもの)	5	
84.45-2(1) ^{ex}	ベンディングマシン等(数値制御式のもの)	4.6	} 無税
84.45-2(2) ^{ex}	プレス, 剪断機等(その他のもの)	4.6	
84.45-2(2) ^{ex}	鍛造機, ばね成形機等(その他のもの)	4	
84.52-2(1)	金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置に接続できるもの)	10.3	6
84.52-2(2) ^{ex}	簿記会計機(電子式のもの)	9	7.2
84.52-2(2) ^{ex}	簿記会計機(その他のもので3則以上の計算機構を有するもの)	5.8	5.7
84.52-2(2) ^{ex}	電動式計算機(3則以上の計算機構を有するもの以外のもの)	4.5	3.6

税 番	品 名	現行実行 税率(%)	改 正 後 税率(%)
84.52-2(2) ^{ex}	計算機(電動式以外のもの)	4.9	4.2
84.52-2(2) ^{ex}	金銭登録機(集計装置が5個未満のもの)及びその他の 計算機構を有するもの	5.3	4.9
84.55 ^{ex}	金銭登録機及び簿記会計機等の部分品及び附属品	4.9	4.2
85.04 ^{ex}	鉛蓄電池	6.6	5.8
87.01-1 ^{ex}	車輪式農業用トラクター(50馬力以上のもので四輪式 のもの)	5	} 無税
87.01-1 ^{ex}	車輪式農業用トラクター(50馬力のもので四輪式以外 のもの)	4.5	
87.01-1 ^{ex}	車輪式農業用トラクター(50馬力を超えるもので四輪 式以外のもの)	4.2	
87.01-1 ^{ex}	車輪式農業用トラクター(50馬力未満のもので四輪式 のもの)	5.9	
87.01-1 ^{ex}	車輪式農業用トラクター(50馬力未満のもので四輪式 以外のもの)	4.9	
92.12-3(2) ^{ex}	磁気テープ等(記録していないもので録音用のテープ)	4.9	4.2
92.12-3(2) ^{ex}	磁気テープ等(記録していないものでその他のもの)	4.5	3.6

O. T. O. 諮 問 会 議 に つ い て

市場開放の一層の推進に資するため、下記の通り O.T.O. 諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

記

1. 会議の参集者は、市場開放問題苦情処理推進本部（O.T.O.）の報告を受けて、以下の事項について審議し、必要に応じ、政府に対し意見を述べることができる。
 - (1) 市場開放問題苦情処理推進本部の運営方針及び活動状況全般に関する事項
 - (2) 個別の苦情案件に係る制度に関する事項
 - (3) 重要な個別の苦情案件、特に再度苦情申立のあった案件に関する事項
 - (4) その他輸入検査手続等の市場開放問題に関する事項
2. 会議の参集者は、国際経済及び貿易に関し学識経験を有する者等 8 名以内とする。
3. 会議に座長 1 人を置き、参集者の互選によりこれを定める。
4. 会議は、必要に応じ開催する。その際、市場開放問題苦情処理推進本部員、学識経験者、苦情申立者及び内外の関係者の出席を求め、その報告又は意見を聞くことができる。
5. 会議の庶務は、経済企画庁調整局が処理する。

輸入検査手続等の一層の改善内容

項 目	内 容
1. 化粧品既許可成分リストの拡大	既許可の化粧品成分については、現在までに1,000成分が公表されているが、約800成分を追加公表することとし、そのリストを57年11月に米・ECに提示した。
2. 化粧品の消費者選好試験の許容	許可を受けていない化粧品の消費者選好試験については、58年4月から一定の範囲内で認める。
3. 輸入承認の業者間移譲の手続の簡素化	医薬品の輸入承認の業者間移譲の場合には、新たな試験データの省略により、58年4月から手続を大幅に簡素化する。
4. 合板のJAS規格の節、接着力等及び白腐れ(ホワイトポケット)の規格改正	<p>① 節、接着力等については、ガット・スタンダード協定に基づく事前手続を終了し、規格改正を行った(1月14日より実施)。</p> <p>② 白腐れ(ホワイトポケット)については、試験結果を日米林産物委員会(1月24、25日開催予定)の際に手交すべく準備中である。また、JAS規格の改正については、今後農林物資規格調査会の審議等を経て検討する。</p>
5. 動物用医薬品に関する外国試験データの受入れ	安定性試験、毒性試験等について、57年6月1日から外国試験データを受け入れることとした。
6. 飼料用添加物に関する外国試験データの受入れ	安定性試験及び毒性試験については外国試験データを受け入れているところであるが、効果を裏付ける基礎的試験についても、58年2月上旬から受け入れることとするよう準備中である。
7. 高圧ガス容器に係る外国検査データの受入れ	高圧ガス取締法上の容器検査機関である高圧ガス保安協会は委託契約を結んだ外国検査機関の試験データを受け入れることとした。現在、高圧ガス保安協会は豪州検査機関との間で委託契約締結のための最終的なつめを58年2月を目途に行っているところであり、今後、他の外国検査機関からも申出があればこの制度の適用を図ることとしている。

項 目	内 容
8. エアゾール製品の輸入手続の簡素化	エアゾール製品について継続輸入品や一定の少量輸入品の試験の省略等輸入手続の簡素化を行うため、58年1月中を目途に通達を発出する。
9. 消費生活用製品に係るSマーク及びSGマークの外国企業への開放等	<p>① 金属製バットについては、問題解決のため、58年1月6日、消費生活用製品安全法の規制の対象外としたところであるが、さらに同法のSマーク制度について、外国業者を国内業者と実質的に同様に扱う方向で関係国と調整中である。</p> <p>② 製品安全協会のSGマーク制度について、58年1月中に外国業者に開放する。</p>
10. 電気用品技術基準の国際基準への整合	電気用品取締法に基づく電気用品技術基準に関し、国際規格(IEC規格)と整合させるため、家電製品をはじめとする電気用品について、58年度中を目途に技術基準改正作業を引き続き行う。
11. 電気用品に係る外国検査データの受入れ	米及び加の検査機関と(財)日本電気用品試験所との間で契約を締結し、57年12月、データの相互受入体制を整備したところであり、さらに他の外国検査機関から申出があれば、同様の体制整備について検討を行う。
12. ルームエアコンの民間検定制度への外国企業の参加	日本冷凍空調工業会は、ルームエアコンの検定制度に関する手続を当初の予定より早め58年2月末を目途に整備し、外国製ルームエアコンの本制度の利用を可能とする。
13. 輸入自動車に係る少数台数取扱制度の適用拡大	58年3月末を目途に、少数台数取扱制度の適用対象を年間1型式当たり100台から300台に引き上げる。
14. 自動車に係る国際的基準策定活動への積極的参画	国連欧州経済委員会自動車安全公害専門家会議における基準の国際的調和のための活動に積極的に参画している。
15. 輸入自動車に係る外国公的試験機関の指定(既指定9機関)の拡大	試験結果の受入れの要望のある公的試験機関について、所要の確認手続の後、速やかに追加指定を行う。
16. 輸入自動車に係る製作年月日証明の受入れ	既に受入れを行っているEC諸国及びスウェーデンに加え、57年11月に米国の公証人による製作年月日証明の受入れに関する措置を講じた。他の諸国から申入れがあれば、具体的に検討の上、受入れ措置を講ずる。